

第9回瑞穂町行政評価委員会 次第

日 時 平成25年6月28日（金）午後2時
場 所 委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 平成24年度事務事業評価シートの外部評価について

① 【公共交通に関する要望】

② 【福祉のまちづくりの推進】

③ 【特別支援教室推進事業】

3 その他

平成 24 年度事務事業評価シート

事務事業名	公共交通に関する要望		担当部署	企画部秘書広報課 渉外係	
			作成者	①	
分野名	公共交通		民間委託の形態	全部委託	一部委託
大項目	鉄道の充実・バス交通の充実・多摩都市モノレールの整備促進		実施計画書掲載	○	
小項目	J R 八高線の複線化・車両基地の整備促進 J R 八高線の運行本数の増加要請等 運行サービスの充実 多摩都市モノレールの整備促進		事業期間		
根拠計画及び根拠法令	第 4 次瑞穂町長期総合計画				
内容・目的 <small>(どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)</small>	<p>町民の広域交通の利便性を図るとともに、福祉の増進、排気ガスの削減・省エネルギー対策や交通渋滞を緩和するため、町議会や加盟協議会と連携し関係機関に対し、公共交通の整備や改善等の要請活動を行う。</p> <p>① J R 八高線の複線化、運行本数の増加等を関係機関に要請する。関係市町で組織する協議会に加盟し、広域的視点で関係機関に要請。また、基盤整備にあわせ、新駅の設置についても関係機関に対し要請を行う。</p> <p>② 関係市と連携し、多摩都市モノレールの導入促進（箱根ヶ崎方面延伸早期事業化）を関係機関に要請する。</p> <p>③ 民間バス会社に対して駅西土地地区画整理事業及び箱根ヶ崎駅前東口整備の進捗状況を見ながら路線の拡充等を協議。また、東西方向の交通機関である都営バス路線の維持を図るため、公共負担を行う。</p>				
経緯 <small>(いつからどのように始まったのか)</small>	<p>J R 東日本については、昭和44年5月に八高線電化促進期成同盟会へ、昭和47年6月に三鷹・立川間立体化複々線化促進協議会へ、昭和56年2月に八高線八王子・高麗川間複線化促進協議会に加入し、町と議会でも共同で要請活動を実施している。平成4年12月に関東運輸局に対し拝島・箱根ヶ崎間の複線化（5.9km）並びに車両基地の新設する旨の「鉄道施設変更認可申請書」を提出。現在、平成29年3月31日までの延長が認可されている。</p> <p>モノレールについては、多摩都市モノレール等建設促進協議会等に参加し、要請活動等を実施。平成8年度から町と議会で連携し、上北台・箱根ヶ崎間の早期事業化に関する要請を実施。平成12年度に武蔵村山市と同議会とで合同要請を実施。平成13から15年度の間は東大和市も加わり、2市1町とそれぞれの議会と合同で要請を実施。平成24年度より武蔵村山市と合同で研究会を発足。</p> <p>平成17年3月に新青梅街道拡幅の都市計画変更が決定し、「第三次事業化計画」優先整備路線に位置付けられた。平成18から21年度は、町と議会で東京都へ「多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の早期事業化」及び「新青梅街道拡幅再整備の早期事業化」の要望書を提出。都営バス公共負担は、昭和59年度に協定を結び、以後、3年ごとに見直しを実施。平成18年度より東京都が箱根ヶ崎駅前東口駅前広場整備に着手したが、円滑な交通誘導を図るため、バス、タクシー等の交通事業者との協議を継続する。</p>				
課題 <small>(どのような問題があるのか)</small>	<p>鉄道、モノレールとも継続して要請している内容が多いが、JR東日本及び多摩都市モノレールは、財政面の課題を抱えており要請に対してすぐに対応できる状態ではない。しかし、JR八高線の輸送力の増強及び多摩都市モノレールの箱根ヶ崎駅までの延伸は町及び町民の悲願であり、今後も積極的に要請活動を実施する必要がある。今後は、行政だけでなく、実際に利用している住民の生の声も要請書に入れたり、直接住民からJR東日本等へ要請することも必要と考える。バス路線については、バス利用者が全体的に減少傾向にあるため、関係機関とのより一層の連携が必要である。また、町内循環バスを希望する声があるが、まずは現在の民間路線バスの拡充や、箱根ヶ崎東西駅前広場整備の進捗等に合わせ新規路線の協議を行っていく必要がある。</p>				

【長期総合計画における進捗状況評価】 ※年度終了後に記入

進捗状況評価	A 目標を達成し施策（事業）は完了し、目的の効果を挙げた	説明 要請活動の結果、7月4日付で多摩都市モノレール延伸が計画される新青梅街道の拡幅事業について、東京都から事業認可がなされた。箱根ヶ崎東西駅前広場整備と、駅西地区都市計画道路の整備にあわせ、バス路線の変更・拡充についての協議が進んだ。
	B 目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明	
	● C 順調に進捗し、期待通りの成果をあげている	
	D 順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明	
	E 当初の計画より遅れている、または取り組んでいない	
	F 当該事業実施の必要性がなくなった	

【目標・成果等】 ※「目標」はシート作成時、「成果」「今後改善すべき点」「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A 町長公約あるいは当該年度重要事業 B 当該年度に新規を含む事業 ● C 継続事業 D 規模を縮小していく事業	説明	J Rや東京都等に対し、町議会、関係自治体と連携し、八高線の利便性向上や多摩都市モノレールの延伸について要請活動を継続実施する。また、箱根ヶ崎駅東口及び西口駅前広場整備が進捗に伴い、駅前広場における利便性の向上のため、公共交通を担う事業者と協議を継続する。
年度成果	A 目標を上回って達成できた。 ● B 目標をほぼ達成できた。 C 目標を半分まで達成できた。 D 目標を一部しか達成できなかった。	説明	J Rや東京都などに対して、町議会、関係自治体と連携し、八高線の利便性向上や多摩都市モノレールの延伸について要請活動を実施した。
今後改善すべき点	A 実施済(中) B 一部実施 ● C 検討中 D 未実施	説明	適時的確な情報収集と要請活動を実施する。また、要望の実現に向けて関係自治体との連携や研究を実施する。

今後の方向性	A 拡大 ● B 現状のまま継続 C 手段等の見直し D 縮小 E 廃止・休止 F 完了・終了	説明	近隣自治体とも連絡を取りつつ、公共交通業務に関する研究を実施する。
--------	----------------------------------------------------------------	----	-----------------------------------

【事業の適正性】 ※シート作成時に記入

		主管課	査定
内容・方法		公共交通に関する住民からの意見・要望は多く、それらを一つでも多く実現させるため、粘り強く要請を行っていく。箱根ヶ崎駅舎橋上化や東西自由通路、また土地区画整理事業などの基盤整備に町として多額の投資をしており、今後、より積極的に協議を行う必要がある。また、利用者や住民から直接関係機関に要請する方法の検討も必要と考える。	公共交通に関する住民からの意見・要望は多く、それらを一つでも多く実現させるため、今後も積極的に要請活動を実施する必要がある。箱根ヶ崎駅東口駅前広場整備の進捗状況にあわせ、バス新規路線等公共交通を担う事業者と協議し、利便性の向上に努めることが必要である。
	民間活力導入の必要性	● 必要である 必要ではない	
予算・人員		各協議会とも、要請に向くのは首長及び議会議長等であり、随行者として課長等の担当者が随行する。交通関係では様々な協議会があるが、現在の人員体制でよいと思われる。	町から支出する補助金や諸団体への負担金を見直すとともに、委託料や光熱水費等の内容を再度精査し、適正な執行額を計上することが必要である。また、現在、一般財源で行っている事業については、国や都、諸団体等からの補助金の確保に努める必要がある。人員については現状維持が原則であるが、事業内容によって人員の増強が必要な場合は、課内あるいは部内での配置換え等による対応を行うとともに、外部委託など効率性を重視した新たな事業展開への創意工夫が必要である。
	人員増の必要性	● 必要である 必要ではない	
総括		公共交通は、地域発展に必要不可欠なものであり、町、議会及び協議会等で各関係機関に要請活動を継続して実施する必要がある。また、数年前から実施している情報収集等の検討結果も踏まえ、平成21年度から福祉バスの運行が開始された。今後も引き続き瑞穂町における交通施策の充実を図っていく。	公共交通は地域発展に不可欠なものであり、継続的に検討・要望する必要がある。今後は、行政だけでなく、実際に利用している住民の生の声を要請書に入れるなど要望活動の工夫も必要と考える。
	評価	A 新規予算計上 B 前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C 前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う ● D 前年どおりの維持 E 前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図る F 予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G 統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う	評価 A 新規予算計上 B 前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C 前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う ● D 前年どおりの維持 E 前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図る F 予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G 統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う

【連携内容・意見等】 ※シート作成時、その後は随時記入

他課等との連携内容	多摩都市モノレールの延伸、箱根ヶ崎駅東西広場及び新駅の整備、調整について、都市計画課と連携している。
町民・議員・各種団体からの意見等	公共交通特別委員会や町長への手紙では、J R八高線の増発や民営バス路線の増発及び拡充、多摩都市モノレールの延伸等の早期実現に向けて、要望等の声がある。

事務事業名	公共交通に関する要望
担当部署	企画部秘書広報課 渉外係

【評価指標】

指標①	指標名	JR関連要請活動			H19	H20	H21	H22	H23	H24			H25	H26
	目標値	単位												
	実績値	単位	回		5	5	5	8	5	5				
	他自治体の状況	自治体名	福生市		4	3	3	3	5	4				
	コメント			実績値は、年間回数。継続して要請を続けることで、当町における要請内容の重要性をアピールしている。										

指標②	指標名	公共交通要請活動			H19	H20	H21	H22	H23	H24			H25	H26
	目標値	単位												
	実績値	単位	回		1	1	2	1	1	2				
	他自治体の状況	自治体名												
	コメント			実績値は、バス、モノレールの合計回数。JR以外の公共交通についても、継続し要請を実施し、要請内容の重要性をアピールしている。										

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24					H25	H26
事業費		21,735	21,735	21,735	21,735	20,769	20,769	20,769	20,769	20,767	20,769	20,769	
内訳	国庫支出金												
	都支出金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	地方債及びその他の特定財源												
	一般財源	11,735	11,735	11,735	11,735	10,769	10,769	10,769	10,769	10,767	10,769	10,769	
予算・決算等の構成		決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	行評要求	実計掲載	当初要求	査定後	決算額	行評要求	行評要求
八高線電車化促進期成同盟会定期総会等		33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
東京都生活交通対策地域協議会等		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会等		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
八高線電車化促進期成同盟会負担金		15	15	15	15	6	6	6	6	6	6	6	6
八高線八王子・高麗川間複線化促進協議会負担金		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会負担金		25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会負担金		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
多摩地域都営バス路線公共負担金		21,592	21,592	21,592	21,592	20,633	20,635	20,635	20,635	20,635	20,633	20,633	20,633
コメント		都営バスの負担金は、平成18年度決算額を基に公共負担協定書を改定、平成17～19年度の負担額より減。 都営バスの負担金は、改定後の額となる平成20年度と同額。 都営バスの負担金は、改定後の額となる平成20年度と同額。 都営バスの負担金は、平成21年度決算額を基に公共負担協定書を改定、平成20～22年度の負担額より減。 都営バスの負担金は、平成24年度決算額を基に公共負担協定書を改定、 都営バスの負担金は、改定後の額となる平成23年度と同額。 都営バスの負担金は、改定後の額となる平成23年度と同額。											

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	実施中
	実施予定
	● 検討中
	未検討
	協働できない

該当に●を入力

協働事業名 (予定)	シート事業全部
	一部

シート事業全部の場合、シート事業全部に「●」を入力
一部の場合、事業名を入力

協働による効果 (見込み)	住民の生の声を要望書に取り入れた場合、要請先に対して、要請内容の必要性等がより鮮明に訴えることが出来る可能性がある。
------------------	------------------------------------------------------------

平成 24 年度事務事業評価シート

事務事業名	福祉のまちづくり推進		担当部署	福祉部福祉課 福祉係	
			作成者	②	
分野名	地域・生活福祉	民間委託の形態	全部委託	一部委託	
大項目	地域福祉の推進	実施計画書掲載	○		
小項目	福祉のまちづくりの推進	事業期間	昭和48年から		
根拠計画及び根拠法令	瑞穂町第4次長期総合計画後期基本計画、瑞穂町第2次地域保健福祉計画、東京都福祉のまちづくり条例、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都建築物バリアフリー条例				
内容・目的 <small>(どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)</small>	東京都福祉のまちづくり条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や東京都建築物バリアフリー条例に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進する。また、駅、道路、公園、コンビニなどの地域生活に欠かせない施設について、高齢者などにやさしい設計になるよう、国や都などの行政機関をはじめ、民間施設にも協力を求め、福祉のまちづくりを推進する。 「東京都福祉のまちづくり条例の改正及び推進計画策定の基本的な考え方」に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進め、平成21年10月にユニバーサルデザインを基本理念とした、東京都福祉のまちづくり条例に改正された。東京都福祉のまちづくり条例、整備基準に基づき、民間施設の整備の対象となる項目が、移動円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、便所等を遵守基準で整備される場合は、届出が必要になり、また努力基準で整備すると職員が現場の確認業務を行い、整備基準適合証を交付する。				
経緯 <small>(いつからどのように始まったのか)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・町では、平成6年に第1次地域福祉計画より、やさしいまちづくり環境整備を主要施策として以来、福祉のまちづくりに取り組んでいる。 ・東京都では平成7年3月に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定 ・平成13年1月に東京都福祉のまちづくり条例及び規則の改正（東京都） ・平成13年に庁内組織の「瑞穂町福祉のまちづくり連絡会」を組織（町） ・平成16年7月に「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を制定（東京都）町は、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき整備基準適合証の交付、整備計画届出書等の事務を開始 ・平成18年に瑞穂町地域保健福祉審議会庁内連絡会を設置（町） ・平成21年10月に東京都福祉のまちづくり条例及び規則の改正（東京都） 				
課題 <small>(どのような問題があるのか)</small>	東京都福祉のまちづくり条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、瑞穂町福祉のまちづくりを関係ある部署で協議し体制の整備を行い、町の責務、町民の責務、事業者の責務を明確にする施策を講じる必要がある。				

【長期総合計画における進捗状況評価】 ※年度終了後に記入

進捗状況評価	A 目標を達成し施策（事業）は完了し、目的の効果を挙げた	説明 福祉のまちづくり条例に基づき、新設建築物（200㎡以下）については、工事着手する30日前までに町に届出がある。（4件）
	B 目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明	
	● C 順調に進捗し、期待通りの成果をあげている	
	D 順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明	
	E 当初の計画より遅れている、または取り組んでいない	
	F 当該事業実施の必要性がなくなった	

24年度	事務事業名	福祉のまちづくり推進	担当部署	福祉部福祉課 福祉係
------	-------	------------	------	------------

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「成果」「今後改善すべき点」「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A 町長公約あるいは当該年度重要事業 B 当該年度に新規を含む事業 ● C 継続事業 D 規模を縮小していく事業	説明	福祉のまちづくりを推進するために、瑞穂町地域保健福祉審議会並びに庁内連絡会において、町民、事業者の参加ができる協議会の整備に必要な条件を研究する。
年度成果	A 目標を上回って達成できた。 ● B 目標をほぼ達成できた。 C 目標を半分まで達成できた。 D 目標を一部しか達成できなかった。	説明	地域保健福祉審議会庁内連絡会を開催し、福祉のまちづくり推進協議会設置に向け、推進委員等の検討を行った。新設の建築物については、町への届出は守られている。
今後改善すべき点	A 実施済(中) B 一部実施 ● C 検討中 D 未実施	説明	福祉のまちづくりを推進するため、都市計画課、建設課との連携を強化する。

今後の方向性	A 拡大 ● B 現状のまま継続 C 手段等の見直し D 縮小 E 廃止・休止 F 完了・終了	説明	福祉のまちづくり推進協議会を設置するための協議を進めていく。
--------	----------------------------------------------------------------	----	--------------------------------

【事業の適正性】※シート作成時に記入

		主管課	査定
内容・方法	東京都福祉のまちづくり支援事業は、区市町村が、地域において都民、事業者、行政が協働して「福祉のまちづくり」を推進するもので、まちづくりに都民や事業者の参画を促進する「しくみづくり」を前提として「普及・推進」「バリアフリー化推進事業」を支援する事業です。当町では、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりの整備を行い、町の責務、町民の責務、事業者の責務を明確にする施策を講じなければならないと考えます。庁内連絡会を発展させ、町民、事業者の参加できる協議会の設置を推進する。		公共施設を新設、改修等する場合、バリアフリー化等誰もが使いやすい施設とすることが必要である。引き続き事業を推進するとともに、町民、事業者にその責務を啓発できるような施策を講じることが必要である。
	民間活力導入の必要性	必要である ● 必要ではない	
予算・人員	住民参加型の協議会を地域保健福祉審議会の専門分科会として設置した場合、委員報酬の支出額が増えますが、人員は、役割分担等で会の準備及び進行を行うことにより、現員数でできる。		町から支出する補助金や諸団体への負担金を見直すとともに、委託料や光熱水費等の内容を再度精査し、適正な執行額を計上することが必要である。また、現在、一般財源で行っている事業については、国や都、諸団体等からの補助金の確保に努める必要がある。人員については現状維持が原則であるが、事業内容によって人員の増強が必要な場合は、課内あるいは部内での配置換え等による対応を行うとともに、外部委託など効率性を重視した新たな事業展開への創意工夫が必要である。
	人員増の必要性	必要である ● 必要ではない	
総括	新設の公共施設は、ユニバーサルデザイン化されている。既設の施設では小規模な改修工事を実施し、バリアフリーに努めてきましたが、今後は施設、道路等の整備については、高齢者や障がい者等の意見を聞いて行う必要があると考えます。瑞穂町地域保健福祉審議会庁内連絡会を中心に、民間施設を含み福祉のまちづくりを展開していく必要もある。また、福祉のまちづくりを町民、民間事業者にも理解して頂くためPRに努める。		東京都福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが利用しやすい施設の整備を進める必要がある。また、地域保健福祉協議会を中心に、今後のまちづくりについて協議・検討し、展開していく必要がある。
	評価	A 新規予算計上 B 前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C 前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う ● D 前年どおりの維持 E 前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F 予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G 統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う	評価 A 新規予算計上 B 前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C 前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う ● D 前年どおりの維持 E 前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F 予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G 統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う

【連携内容・意見等】※シート作成時、その後は随時記入

他課等との連携内容	福祉のまちづくりの施設整備では、企画課、都市計画課、建設課と連携している。公共施設を管理している部署についても、連携をしている。
町民・議員・各種団体からの意見等	

事務事業名	福祉のまちづくり推進
担当部署	福祉部福祉課 福祉係

【評価指標】

指標①	指標名	福祉のまちづくり取組状況(整備済○、未整備×)		整備要綱等	条例等	民間助成事業	福祉マップ	ホームページ	東京都福祉のまちづくり条例届出件数			
	目標値	単位							届出件数	適合証交付件数		
	実績値	単位		×	×	×	○	×	19件	6件		
	他自治体の状況	自治体名	青梅市	○	×	×	○	×	78件	10件		
	コメント		青梅市の福祉のまちづくりの整備基準に関する状況は、独自条例は制定せず、東京都条例を適用しています。福祉のまちづくり協議会は、長期総合計画に交通バリアフリー構想策定を載せているので、その中で協議会が必要になります。庁内組織は、年3～4回行い今後も継続予定です。									
指標②	指標名		H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25	H26	
	目標値	単位										
	実績値	単位										
	他自治体の状況	自治体名										
	コメント											

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24				H25	H26		
	事業費		5			5	25	15	15	15	15	20	15	15
内訳	国庫支出金													
	都支出金		5			5	25	15	15	15	15	20	15	15
	地方債及びその他の特定財源													
	一般財源													
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	行評要求	実計掲載	当初要求	査定後	決算額	行評要求	行評要求	
	東京都福祉のまちづくり条例委任事務	5			5	25	15	15	15	15	20	15	15	
		コメント	東京都福祉のまちづくり条例委任事務を行います。											

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	実施中
	実施予定
	検討中
	● 未検討
	協働できない

該当に●を入力

協働事業名 (予定)	一部	シート事業全部

シート事業全部の場合、シート事業全部に「●」を入力
一部の場合、事業名を入力

協働による効果 (見込み)	
------------------	--

平成 24 年度事務事業評価シート

事務事業名	特別支援教育推進事業 (旧名称：特別支援教育の推進)		担当部署	教育部指導課 指導係		
			作成者	③		
事業概要	分野名	学校教育	民間委託の形態	全部委託	<input checked="" type="radio"/> 一部委託	
	大項目	快適かつ安全な教育環境の整備	実施計画書掲載	○		
	小項目	特別支援学級の適正配置	事業期間	昭和49年から		
	根拠計画及び根拠法令	学校教育法、学校教育法施行令 瑞穂町特別支援教育就学支援委員会規則				
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	<p>障がいのあるすべての児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、幼児、児童・生徒一人ひとりが必要とする教育内容を把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導、及び必要な支援を行うことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級の教育課程の管理・指導 特別支援学級使用教科書の選定 特別支援学級の施設整備（備品・消耗品等） 特別支援学級介助員の配置 校外学習の支援（バス・看護師の手配） 通常学級への支援として教育支援補助員の配置 				
経緯 (いつからどのように始まったのか)	<p>昭和49年 第一小学校に、昭和51年 瑞穂中学校に心身障害学級が開設され、現在に至る。</p> <p>平成22年度第一小学校では16名（2クラス）、瑞穂中学校では6名（1クラス）の児童・生徒が学んでいる。平成18年度の学校教育法の改正で、心身障害学級を特別支援学級と名称を変更し、知的障がいや発達障がいの児童・生徒が自己の能力の向上に向けた教育が受けられるよう、適切な学習の場の確保を具体化している。平成17年度から教育支援補助員、教育支援スタッフ等の活用により、通常の学級に在籍するLD、ADHD等発達障害の児童・生徒に対し、教育支援を行っている。</p> <p>平成18年度から第一小学校に、平成19年度から瑞穂中学校に、平成22年度から第四小学校に、平成23年度から第二中学校に通級による指導学級を開設した。</p>					
課題 (どのような問題があるのか)	<p>瑞穂町が実施する特別支援教育の取り組みについて、学校の教員が共通理解を図り、システムに応じた適正な実施を図ることが必要である。</p>					

【長期総合計画における進捗状況評価】 ※年度終了後に記入

進捗状況評価	A 目標を達成し施策（事業）は完了し、目的の効果を挙げた	説明 児童・生徒の状況に応じて、自立活動に対する支援や社会参加に向けた教育内容を考え、必要な支援を行うことができた。
	B 目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明	
	<input checked="" type="radio"/> C 順調に進捗し、期待通りの成果をあげている	
	D 順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明	
	E 当初の計画より遅れている、または取り組んでいない	
	F 当該事業実施の必要性がなくなった	

【目標・成果等】 ※「目標」はシート作成時、「成果」「今後改善すべき点」「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	特別支援教育の実施計画に基づき、教育相談、巡回相談及び専門家チームによる指導・助言、学校内における特別支援教育に係る組織運営（校内委員会）の支援等、システムの確立と充実に向けた取り組みを継続的に進めていく。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	特別支援教育の実施計画に基づき、教育相談や巡回相談を随時実施することができた。また、専門家チームによる指導や助言、学校内における特別支援教育に係る組織運営の支援等はほぼできていると考える。
今後改善すべき点	A実施済（中） B一部実施 C検討中 D未実施	説明	特になし

今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	学校内における特別支援教育に係る組織運営の支援等、システムの確立と充実に向けた取り組みを継続的に進めていく。
--------	---------------------------------------------------------	----	--------------------------------------------------------

【事業の適正性】 ※シート作成時に記入

	主管課	査定
内容・方法	町には、第一小学校、瑞穂中学校に特別支援学級（固定級）と第一小学校、第四小学校、瑞穂中学校、第二中学校に通級指導学級があり、学級運営の補助のために介助員の配置を行っている。 また、通常の学級におけるLD、ADHD等の発達障がいのある児童・生徒に対しては、平成17年度より教育支援補助員の配置をし、通常の学級における児童・生徒の成長に向けた支援を行っている。	障がいのある児童・生徒の一人ひとりが必要とする指導のためにも本事業は必要である。特別支援教育に係る組織を支援するとともに、特別支援学級への通級環境の改善等を関係課等と連携し、引き続き検討していく必要がある。
民間活力導入の必要性	●必要である 必要ではない	
予算・人員	人的配置は、現在のところ臨時職員で行っている。どの場面での支援が必要なのか等については、学校と教育委員会が相談の上、実施している。今後も継続して特別支援教育の推進をする必要があるため、平成23年度と同様若しくはそれ以上の予算の確保が必要である。	町から支出する補助金や諸団体への負担金を見直すとともに、委託料の内容を再度精査し、適正な執行額を計上することが必要である。また、現在、一般財源で行っている事業については、国や都、諸団体等からの補助金の確保に努める必要がある。 人員については現状維持が原則であるが、事業内容によって人員の増強が必要な場合は、課内あるいは部内での配置換え等による対応を行うとともに、外部委託など効率性を重視した新たな事業展開への創意工夫が必要である。
人員増の必要性	●必要である 必要ではない	
総括	特別支援教育の充実に向け、障がいのある幼児、児童、生徒やその保護者への一貫した支援を行うことが求められており、町としてその実現に向け着実な施策の展開が必要である。	特別支援教育の充実に向け、障がいのある幼児、児童、生徒やその保護者への一貫した支援を行うことが求められており、町としてその実現に向け着実な施策の展開が必要である。
評価	A新規予算計上 B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う ●D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う	A新規予算計上 ●B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う

【連携内容・意見等】 ※シート作成時、その後は随時記入

他課等との連携内容	特別支援教育の推進にあたり、支援が必要な児童・生徒に適切な支援をするため、教育課はもとより、就学前の関係機関（保育園等）を所管する福祉課と連携する必要がある。
町民・議員・各種団体からの意見等	瑞穂町議会 平成22年第2回定例会で、議員の「町内の幼稚園・保育園に発達支援コーディネータを」との質問に対し、町内の幼稚園・保育園の職員も教育委員会主催の特別支援教育研修の対象に含める等、連携を強化すると回答した。

事務事業名	特別支援教育推進事業(旧名称:特別支援教育の推進)
担当部署	教育部指導課 指導係

【評価指標】

指標①	指標名	特別支援学級(固定性)の児童・生徒数			H19	H20	H21	H22	H23	H24			H25	H26
	目標値	単位	人											
	実績値	単位	人	18	20	23	22	29	24			27		
	他自治体の状況	自治体名												
	コメント 事務報告書より(各年度5月1日現在)													
指標②	指標名	通級指導学級の児童・生徒数			H19	H20	H21	H22	H23	H24			H25	H26
	目標値	単位	人											
	実績値	単位	人	21	33	27	40	51	42			48		
	他自治体の状況	自治体名												
	コメント 一小 よつば学級、四小 みどり学級、瑞中 通級の児童・生徒の合計の人数													

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24					H25	H26
事業費		7,211	7,813	10,587	17,811	19,030	21,297	21,297	20,419	20,419	15,792	21,297	21,297
内訳	国庫支出金	548	553										
	都支出金												
	地方債及びその他の特定財源												
	一般財源	6,663	7,260	10,587	17,811	19,030	21,297	21,297	20,419	20,419	15,792	21,297	21,297
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	決算額	決算額	予算額	行評要求	実計掲載	当初要求	査定後	決算額	行評要求	行評要求
	特別支援学級運営費(介助員)	5,225	5,585	7,778	7,051	7,790	9,632	9,632	9,185	9,185	9,655	9,632	9,632
	特別支援学級運営費(校外学習補助員)	335	460	360	322	275	571	571	312	312	123	571	571
	特別支援学級運営費(付添看護師)	225	225	199	211	212	226	226	226	226	237	226	226
	保護者負担軽減	1,256	1,130	1,891	-								
	就学支援委員会	84	168	90	-								
	特別支援推進に関する経費(アドバイザー謝礼)	60	72	112		144	336	336	144	144	222	336	336
	特別支援推進に関する経費(言語聴覚士謝礼)	26	26	52		72	52	52	72	72	53	52	52
	特別支援推進に関する経費(ガイドライン印刷)		147	105									
	教育支援事業(教育支援補助員)				10,227	10,537	10,480	10,480	10,480	10,480	5,479	10,480	10,480
	特別支援学級運営費(分担金)						36	36	36	36	23		
コメント 教育支援事業(教育支援補助員)については、平成24年度に予算額の52%程度の執行となったのは、人員の確保が難しかったことと校内体制で工夫したことによるものです。 平成25年度は、人材の確保に努力し学校の負担を減らすとともに対象児童・生徒の発達段階に応じた支援をしていきます。													

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	実施中
	実施予定
	検討中
	未検討
	● 協働できない

該当に●を入力

協働事業名 (予定)	一部	シート事業全部

シート事業全部の場合、シート事業全部に「●」を入力
一部の場合、事業名を入力

協働による効果 (見込み)	
------------------	--

特別支援教育事業

事業名	事業費 (単位:千円)			内訳	
	24年度(当初予算)	24年度(決算)	比較		
特別支援学級介助員 (賃金)	補助	0	0	0	特別支援学級介助員 一小固定 3人, 一小通級 1人, 四小通級 3人, 瑞中固定 1人, 瑞中通級 1人, 二中通級 2人 授業 1,000円×5.5時間×5日×41週×1人=1,127,500円 打合せ 1,000円×2.0時間×10回×1人=20,000円 授業 1,000円×5.5時間×5日×36週×4人=3,960,000円 打合せ 1,000円×2.0時間×9回×4人=72,000円 授業 900円×5.5時間×5日×41週×3人=3,044,250円 打合せ 900円×2.0時間×10回×3人=54,000円 授業 900円×5.5時間×5日×36週×1人=891,000円 打合せ 900円×2.0時間×9回×1人=16,200円 ※24年度の介助員は当初予算9人で見込んでいましたが, 11学級だったため 11人でした。
	一財	9,185	9,655	-470	
	計	9,185	9,655	-470	
校外学習補助員 (謝礼, 旅費)	補助	0	0	0	旅費(宿泊費・公共交通機関交通費) 185,000円 日帰り校外学習(都内めぐり, 7組連合体育大会) 13,000円 日光移動教室 20,000円 中学修学旅行 47,000円 スキー教室 20,000円 特別支援学級宿泊学習(一小) 10,000円×3人×2回=60,000円 特別支援学級宿泊学習(瑞中) 25,000円 引率旅費補助金(バス代・入場料等) 126,500円 日光移動教室 22,500円 特別支援学級宿泊学習(一小) 10,000円×3人×2回=60,000円 スキー教室 7,000円 中学旅行 17,000円 特別支援学級宿泊学習(瑞中) 20,000円
	一財	312	123	189	
	計	312	123	189	
付添看護師(委託料)	補助	0	0	0	特別支援学級宿泊学習(一小) 60,000円×2回=120,000円 特別支援学級宿泊学習(瑞中) 106,000円×1回=106,000円
	一財	226	237	-11	
	計	226	237	-11	

特別支援教育 アドバイザー(謝礼)	補助	0	0	0	就学支援委員会アドバイザー謝礼 医師 24,000円×5回=120,000円 専門家チーム派遣謝礼 医師 24,000円×1回=24,000円
	一財	144	222	-78	
	計	144	222	-78	
言語聴覚士(謝礼)	補助	0	0	0	言語聴覚士謝礼 3,000円×4時間×6回=72,000円
	一財	72	53	19	
	計	72	53	19	
教育支援補助員(賃金)	補助	0		0	教育支援補助員 授業 1,000円×20時間×36週×7人=5,040,000円 打合せ 1,000円×2.0時間×9回×7人=126,000円 授業 900円×20時間×36週×8人=5,184,000円 打合せ 900円×2.0時間×9回×8人=129,600円 ※24年度の教育支援補助員は当初予算15人で見込んでいましたが、9人でした。
	一財	10,480	5,479	5,001	
	計	10,480	5,479	5,001	
分担金	補助	0	0	0	都立学校情緒障害研究会分担金 900円×7校=6,300円 特別支援学級設置校分担金 小学校 多摩地区特別支援教育研究会分担金 4,500円 多摩地区小学校特別支援学級設置校長会分担金 2,000円 東京都特別支援学級設置校長会協会分担金 1,500円×2校=3,000円 東京都特別支援教育研究会分担金 1,200円×5校=6,000円 全国特別支援学級設置学校長協会分担金 700円×2校=1,400円 中学校 多摩地区特別支援教育研究会分担金 5,000円 東京都特別支援学級設置校長会協会分担金 1,500円×2校=3,000円 東京都特別支援教育研究会分担金 1,200円×2校=2,400円 全国特別支援学級設置学校長協会分担金 700円×2校=1,400円
	一財	36	23	13	
	計	36	23	13	
合計	補助	0	0	0	
	一財	20,455	15,792	4,663	
	計	20,455	15,792	4,663	